

障害者生活支援センターたかまつ(自立生活援助)運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人かがわ総合リハビリテーション事業団（以下「事業者」という。）が設置する障害者生活支援センターたかまつ（以下「事業所」という。）において行う自立生活援助に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立生活援助」という。）の事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った指定自立生活援助の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時の通報を受けて行う訪問、当該利用者からの相談対応等により、当該利用者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に行うものとする。

2 指定自立生活援助の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者等の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとする。

3 前2項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び関係法令等を遵守し、指定自立生活援助を実施するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第3条 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(事業所の名称等)

第4条 指定自立生活援助を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 障害者生活支援センター たかまつ
- (2) 所在地 高松市田村町 1114 番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) サービス管理責任者 1名

サービス管理責任者は、次の業務を行う。

(ア) 利用者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した指定自立生活援助に係る個別支援計画（以下、自立生活援助計画という。）を作成すること。

(イ) 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、当該事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

(ウ) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を継続して営むことができるよう必要な援助を行うこと。

(エ) 他の従業者に対する技術指導又は助言を行うこと。

(3) 地域生活支援員 1名以上

地域生活支援員は、自立生活援助計画等に基づき指定自立生活援助等の提供に当たる。

(営業日及び営業時間等)

第6条 事業所の営業日、営業時間、サービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日とする。

ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。

(3) サービス提供日 月曜日から金曜日までとする。

ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。

(4) サービス提供時間 午前9時から午後5時までとする。

2 前項の営業日及び営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

3 サービスの提供にあたっては、第1項の(4)に関わらず、利用者からの相談に応じるものとする。

(指定自立生活援助を提供する主たる対象者)

第7条 指定自立生活援助を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

(1) 身体障害者（18歳未満の者を除く）

(2) 知的障害者（18歳未満の者を除く）

(3) 精神障害者（18歳未満の者を除く）

(4) 難病等対象者（18歳未満の者を除く）

(指定自立生活援助の内容)

第8条 事業所で行う指定自立生活援助の内容は、次のとおりとする。

- (1) おおむね週に1回以上、利用者の居宅を訪問することにより、利用者の心身の状況、その置かれている環境及び縫い地上生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行う。
- (2) 利用者からの通報があった場合には、速やかに利用者の居宅への訪問等による状況把握を行う。
- (3) 前号の状況把握を踏まえ、利用者の家族、利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関等との連絡調整その他の必要な措置を適切に講じる。
- (4) 利用者の心身の状況及び障害の特性に応じ、適切な方法により、利用者との常時の連絡体制を確保する。

(利用者から受領する費用の額等)

第9条 指定自立生活援助を提供した際には、利用者から当該指定自立生活援助に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定自立生活援助を提供した際は、利用者から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費の額に90分の100を乗じて得た額の支払を受けるものとする。この場合、その提供した指定自立生活援助の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

3 第12条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、公共交通機関等を利用した場合は、その実費を利用者から徴収するものとする。なお、この場合、事業者の自動車を使用したときは、次の額を徴収するものとする。

(1) 通常の事業の実施地域を越えた地点から片道10キロメートル未満 100円

(2) 通常の事業の実施地域を越えた地点から片道10キロメートル以上 200円

4 第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第10条 事業所は、支給決定障害者の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に事業所が提供する指定障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービスを受けたときは、当該支給決定障害者が当該同一の月に受けた指定障害福祉サービスに要した費用(特定費用を除く。)の額から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額(以下「利用者負担額合計額」という。)を算定するものとする。

この場合において、事業所は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、利用者及び当該他の指定障害福祉サービスを提供した事業者に通知するものとする。

(個別支援計画の作成等)

第11条 指定自立生活援助事業所の管理者は、サービス管理責任者に自立生活援助計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 サービス管理責任者は、自立生活援助計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下この章において「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討するものとする。

3 アセスメントに当たっては、利用者に面接して行うものとする。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得るものとする。

4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定自立生活援助の目標及びその達成時期、指定自立生活援助を提供する上での留意事項等を記載した自立生活援助計画の原案を作成するものとする。この場合において、当該自立生活援助事業所が提供する指定自立生活援助以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含め自立生活援助計画の原案に位置付けるよう努めるものとする。

5 サービス管理責任者は、自立生活援助計画の作成に係る会議（利用者に対する指定自立生活援助の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し、前項に規定する自立生活援助計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6 サービス管理責任者は、第四項に規定する自立生活援助計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得るものとする。

7 サービス管理責任者は、自立生活援助計画を作成した際には、当該自立生活援助計画を利用者に交付するものとする。

8 サービス管理責任者は、自立生活援助計画の作成後、自立生活援助計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも3月に1回以上、自立生活援助計画の見直しを行い、必要に応じて自立生活援助計画の変更を行うものとする。

9 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 定期的に利用者に面接すること。

(2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

10 第2項から第7項までの規定は、第8項に規定する自立生活援助計画の変更について準用する。

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施地域は、高松市・三木町・直島町全域とする。

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

第13条 現に指定自立生活援助の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに利用者の主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、

管理者に報告するものとする。

- 2 主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 指定自立生活援助の提供により事故が発生したときは、速やかに香川県、市町村及び利用者の家族等に連絡して必要な措置を講じるものとする。
- 4 指定自立生活援助の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

(苦情解決)

第14条 提供した指定自立生活援助に関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 提供した指定自立生活援助に関し、法第10条第1項の規定により市町村が、法第11条第2項の規定により都道府県知事が、また、法第48条第1項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者及びその家族からの苦情に関して市町村又は都道府県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は都道府県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(個人情報の保護)

第15条 事業所は、その業務上知り得た利用者及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

- 2 職員は、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者及びその家族の同意を得るものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

(1) 採用時研修 採用後1カ月以内

(2) 継続研修 年1回

- 2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 3 事業所は、利用者に対する指定自立生活援助の提供に関する諸記録を整備し、当該指定自立生活援助を提供した日から5年間保存するものとする。

- 4 事業所は、指定自立生活援助の利用について市町村又は相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 30 年 11 月 1 日から施行する。